

社会福祉法人名古屋東福祉協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋東福祉協会（以下、「当法人」という。）定款第八条及び第二十一条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、並びに評議員選任・解任委員会の外部委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

理事長については、各年度の報酬総額が500万円を超えない範囲内で、別表1に定める報酬を支給する。理事長を除く役員等については、報酬を支給しない。

(役員等の費用弁償)

第3条 理事長を除く役員等が当法人の業務を行う場合に、別表2のとおり費用弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、当法人の旅費規程に基づき、その実費を別途支払うことができる。

(役員等の旅費)

第4条 役員等が当法人の業務のため出張したときは、当法人の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている理事に対しては、第2条から第4条に定める報酬などは支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 第2条に規定する報酬の支給日、支給方法、法令の定めるところにより控除すべき金額等支給に関する詳細は、当法人の正規職員の例による。

2 第3条に規定する費用弁償は、評議員会又は理事会に出席の都度及び監事が監事の職務に従事した都度、現金により支給することができる。

3 第4条に規定する旅費は、その都度支給する。

(報酬額の決定基準)

第7条 理事長の報酬額は、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当法人の経理の状況、当法人の給与規程第17条に定める役付手当を支給される管理者等の給与や物価動向等を勘案して評議員会で決定する。

(改 正)

第 8 条 本規程は、評議員会の決議を経て、改正することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 元年 8 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、令和 3 年 8 月 3 日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日に遡及して適用する。
- 4 この規定は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 この規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 (理事長の報酬)

役 職 名	日 額
理 事 長	月額 150,000円

別表 2 (役員等の費用弁償)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、当法人の業務のための出勤	3,000円

(2) 理事 (理事長及び当法人の職員兼務理事を除く)

	日 額
理事会等会議への出席	3,000円
上記の他、当法人の業務のための出勤	3,000円

(3) 監事

	日 額
理事会等及び監事監査等への出席	3,000円
評議員選任・解任委員会への出席	3,000円
上記の他、当法人の業務のための出勤	3,000円

(4) 評議員選任・解任委員会の外部委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	3,000円
上記の他、当法人の業務のための出勤	3,000円